

こだま Q&A



Q4

20%ホルマリン溶液譲受時の劇物譲受書には、押印が必要ですか。

A4

はい、必要です。

20%ホルマリン溶液をお届けする際には、以下の項目が記載された書面が必要です。（毒物及び劇物取締法 第十四条）

- 一 毒物又は劇物の名称及び数量
- 二 販売又は授与の年月日
- 三 譲受人の氏名、職業及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

また、毒物及び劇物取締法施行規則第十二条の二（毒物及び劇物取締法第十四条第二項の規定により作成する書面は、譲受人が押印した書面とする。）という施行規則があるため、必ず押印をお願い致します。

各医療機関様においては、劇物譲受書の受領者氏名および押印をお願い致します。

劇物 譲受書	
毒物 名称	20%ホルマリン溶液
数量	100ml × 1000ml × 10
販売又は授与の年月日	年 月 日
譲受人 氏名	住 所
(法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地)	代表者 氏名
備 考	印

お問合せ：代表 0120-14-7191（フリーダイヤル）/ 082-247-7191（ダイヤルイン）

きやうちぽーい

2011年3月11日、東北地方を襲った東日本大震災は、地震自体もさることながら、津波による未曾有の大惨事となりました。3月18日時点での死者・行方不明者は、15,000人を超えています…。福島第一原発の事故はレベル5*となり、米原子力規制委員会は半径80km以内に住む米国人に対して予防的退避を勧告しました。 *国際原子力事象評価尺度のレベル「5」

震災の影響は東日本に留まらず、西日本においても物資不足を生じさせつつあります。このたよりが出る4月15日ごろには、日本はどのようになっているのか、見当がつかえません…。

なお、この非常事態に広島市医師会は災害支援活動を行います。当検査センターからは先遣隊として3月18日に藤本（営業課長）、釘宮（検査1科長補佐）をキャンピングカーで仙台に向かわせました。また日を分けて、津谷隆史先生、稲田准三先生、前谷悟先生、倉岡敏彦先生、馬庭宣隆先生たちが救援活動をされます。厳しい環境の中、本当にご苦労様です。

前田 亮（臨床部長）

広報委員

曾我部 俊二 / 濱川 以行 / 熊川 良則 / 河本 圓 / 渡川 美弥子 / 初岡 博 / 中本 啓太

